

公益認定等委員会委員長メッセージ（移行期間の折返しを迎えて）

平成 23 年 5 月 27 日

まず、今回の東日本大震災で被災された皆さまに改めて謹んでお見舞いを申し上げるとともに被災地における一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

また、この未曾有の震災からの復旧・復興に向けた様々な活動に力強く取り組まれている方々へ心から敬意を表します。

移行された公益法人、一般法人の中には、医療チームの派遣や物資の提供など法人の専門的な知識や経験を活かした活動に迅速に着手されるなど、多くの法人が積極的に取り組みを進めていただいております。公益認定等委員会でも非常に心強く感じております。

被災者支援や震災復興などの取り組みは、正に「公益活動」の本分であると考えており、こうした活動がより一層活発に行われることを期待するとともに、委員会としても事業内容の変更や追加の届出等が必要な場合には最優先で対応させていただきます。

一方で、平成 25 年 11 月末までの移行期間の折返しを本年 6 月 1 日に迎えます。これから申請される法人には、法人の運営方針や財務状況を再度ご確認ください、この国難に対して、これまで培ってきた専門的知識や経験、財産を活かした活動ができないかということを考慮していただき、申請のご検討をいただければ幸いです。また、平成 23 年度は申請のピークを迎えることが予想されています。特に平成 24 年 4 月 1 日が日曜日ではありますが、登記できるよう措置されることとなり（詳しくは P6 参照）、4 月 1 日登記を目指し、今年度後半には申請が集中する恐れもあります。内閣府においては、法人に希望する登記日がある場合には認定等の日を調整する取り組みも行っておりますので、申請の準備が整いましたら、できる限り申請を前倒ししていただき早期に申請いただけると幸いです。申請作業を進めるにあたっては、申請書の記載例や新制度のポイントを説明した動画コンテンツなどの申請サポートをご活用いただければと思います。

今回の震災に対して寄附やボランティアといった互助・互恵に基づく民間の活動に参加したいという「志」が、これまでにない広がりを見せていると感じています。公益法人は、個人や法人の「志」を具現化できる社会インフラであり、行政部門、営利部門、非営利部門がミックスされた潤いのある新しい時代の社会の担い手となる存在です。特に寄附を検討されている方がいれば、自らの「志」を託せる法人を選択し、寄附を通じて社会に積極的に参加していただきと考えており、寄附文化が醸成されることを心から期待しています。

いずれにしても、私としては、民間の力が十分に発揮することのできる社会が構築されることを期待しており、本年が真の意味で「公益活動元年」と言われるよう、公益認定を通じ、精いっぱい取り組んでいきますので、申請を検討されている法人の皆様におかれましては早期の申請をお願いいたします。

公益認定等委員会 委員長 池田守男